

国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由																				
<p>本則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="176 523 1010 1098"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)</td> <td>当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	(略)		国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	(新設)		(略)		<p>本則</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。</p> <table border="1" data-bbox="1072 523 1906 1098"> <thead> <tr> <th>受任者</th> <th>委任の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グローバル教育 院長</td> <td>グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受任者	委任の範囲	(略)		(略)		グローバル教育 院長	グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限	(略)		
受任者	委任の範囲																					
(略)																						
国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部局長(グローバルイノベーション研究院長、農学府長、農学部長、工学府長及び工学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																					
(新設)																						
(略)																						
受任者	委任の範囲																					
(略)																						
(略)																						
グローバル教育 院長	グローバル教育院の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限																					
(略)																						

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。